

神戸市指定景観資源の指定について【旧柳瀬家住宅】

神戸市都市景観条例（令和 3 年 12 月条例第 25 号）第 31 条第 1 項の規定により、次に掲げる建築物を神戸市指定景観資源として指定する。

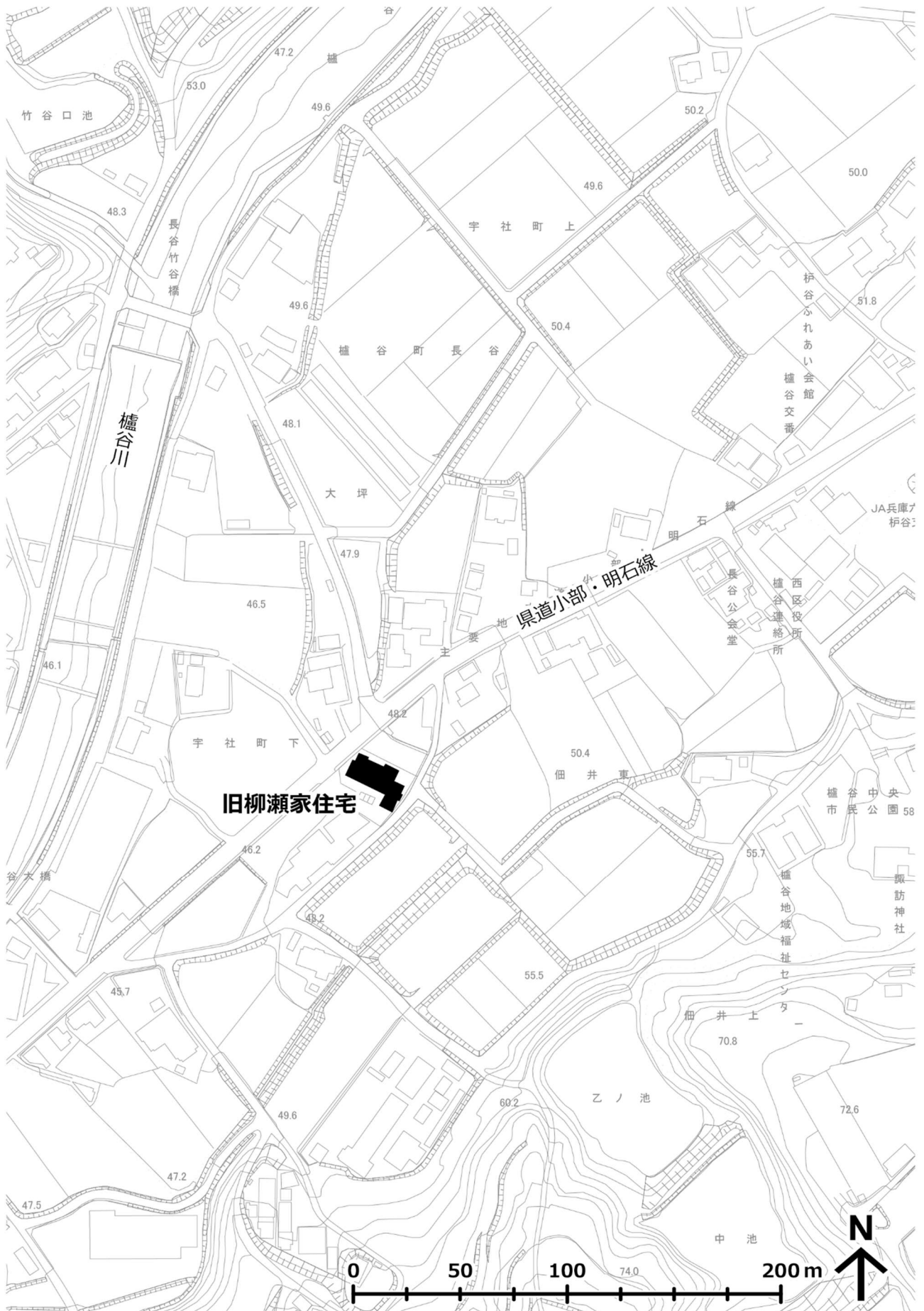
1. 建築物の概要

名称	旧柳瀬家住宅		
所在地	神戸市西区櫛谷町長谷字宇社町下 217 番地		
主要用途	住宅		
建築年代	主屋：明治後期から大正初期（推定） 付属棟：主屋建築より約 10 年後		隠居：1967 年頃 その他：不詳
建築面積	約 305 ㎡	主屋：約 146 ㎡ 付属棟：約 82 ㎡	隠居：約 64 ㎡ 土蔵：約 13 ㎡
延床面積	約 347 ㎡	主屋：約 146 ㎡ 付属棟：約 111 ㎡	隠居：約 64 ㎡ 土蔵：約 26 ㎡
構造	主屋：木造（伝統構法）・平屋建 付属棟：木造・2 階建		隠居：木造・平屋建 土蔵：木造・2 階建
屋根	主屋：茅葺（金属覆い）・入母屋形式、 一部瓦葺 付属棟：瓦葺・入母屋形式、 一部スレート葺・切妻形式		隠居：瓦葺・入母屋形式、 一部銅板葺 土蔵：スレート葺・切妻形式
外壁	主屋：漆喰塗 一部杉板張 付属棟：漆喰塗壁 一部杉板張および金属板張		隠居：全面木製建具 土蔵：漆喰塗壁 一部杉板張および金属板張
間取(主屋)	<p>四間取、平入り</p>		

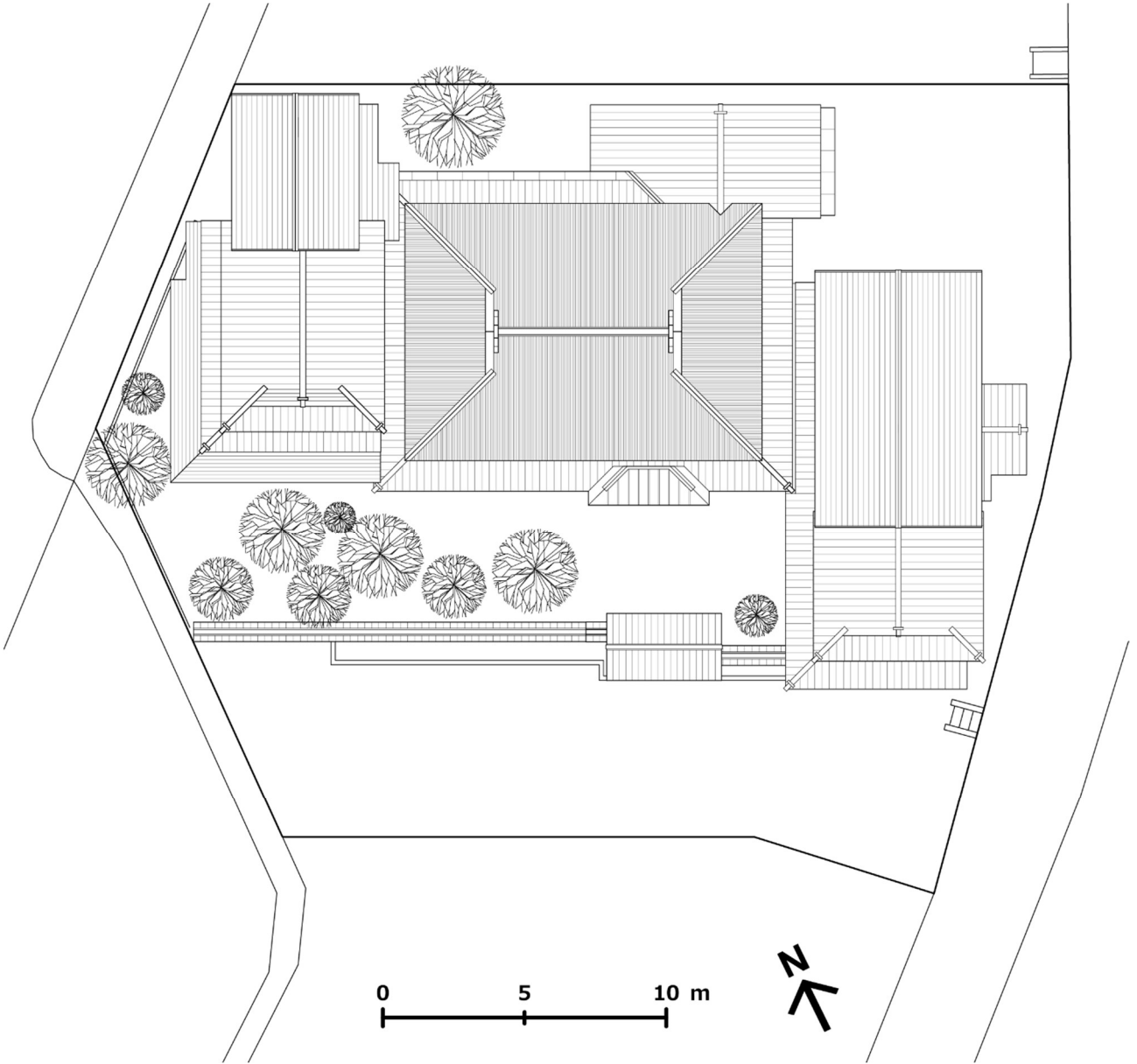
2. 指定理由

神戸市都市景観審議会答申「歴史的建築物の保全活用方針について」（平成 30 年 1 月）で示された評価方法に基づき評価を行った結果、「景観資源としての価値が高く、神戸市指定景観資源（旧：景観形成重要建築物等）の指定などにより、保全活用を図るべきもの」と認められる。

■位置図



■ 配置图



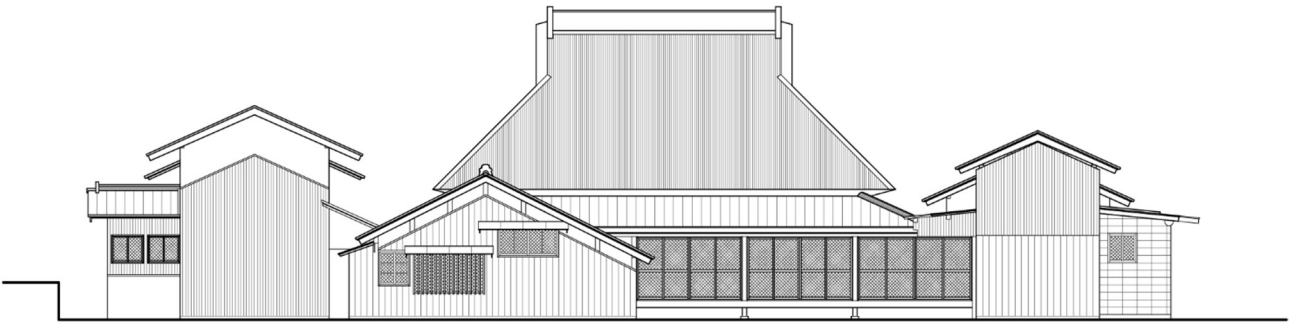
■ 立面图



南立面图



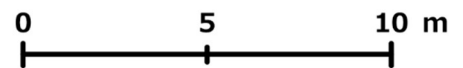
西立面图



北立面图

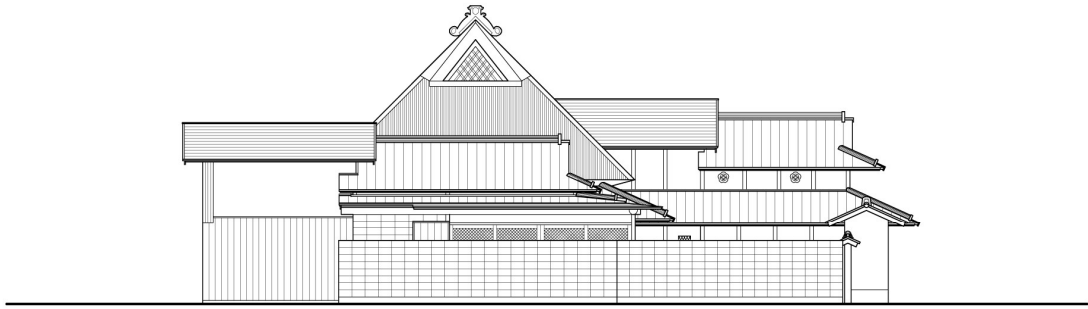


東立面图

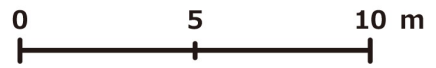




南立面图



西立面图



3. 管理計画（案）

■ 保全管理方針

- ・ 県道小部明石線沿いの土塀に囲まれた敷地に、茅葺屋根（金属覆い）の主屋を中心に、東に付属棟、北に土蔵が建つ農家住宅となっている。
- ・ 敷地のある櫛谷川中流域は田園風景が広がる一方で、県道沿いには多種多様な建築物が点在し、かつての農村風景が失われつつある中、茅葺屋根の農家の佇まいのある風景は当地区の歴史的な景観資源として大変貴重なものになっている。
- ・ 現在は経年劣化による損傷が著しく、良好な景観を維持しているとはいえない状態ではあるが、街道からの視認性も良いことから、主屋屋根の金属覆いを取り払い、かつての茅葺の状態に復元するなどの修景を行うことで、都市と農村という神戸を象徴するような風景をなす当地区の景観資源として維持していく。

■ 部位別保全管理計画

主 屋	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属覆いを取り払い、茅葺屋根に復元し、保全する。 ・ 瓦葺屋根を保全する。
	外 壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漆喰塗壁及び板壁の保全に努める。
	建 具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木製建具の保全に努める。
付属棟	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ・ スレート葺き屋根は瓦葺屋根に復元し、瓦葺屋根の保全に努める。
	外 壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漆喰塗壁の保全に努める。
	建 具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木製建具、丸窓の保全に努める。
隠 居	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瓦葺屋根を周囲の景観に調和した色彩に改め、保全に努める。 ・ 銅板葺下屋根の保全に努める。
	建 具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木製建具の保全に努める。
土 蔵	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ・ スレート葺きを瓦葺屋根に復元し、保全に努める。
	外 壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 板張壁・漆喰塗壁の保全に努める。
	建 具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土戸の保全に努める。
外 構	土 塀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破損部の土塀を復元し、保全に努める。
	植 栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育成する樹木を選定したうえで、主屋等の調和のとれた姿形の保全・育成に努める。

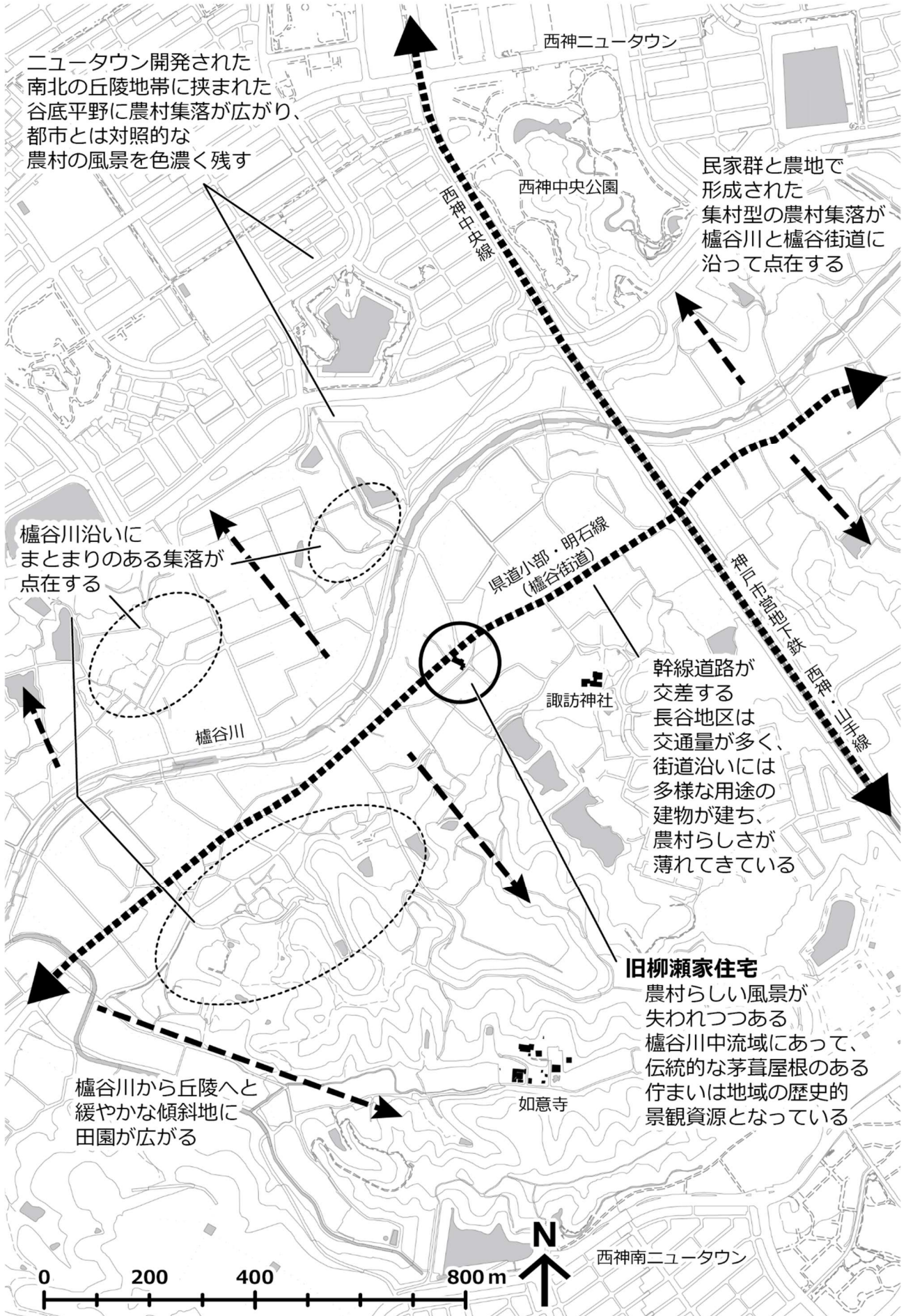
■旧柳瀬家住宅の景観特性

(1) 集落景観の特徴

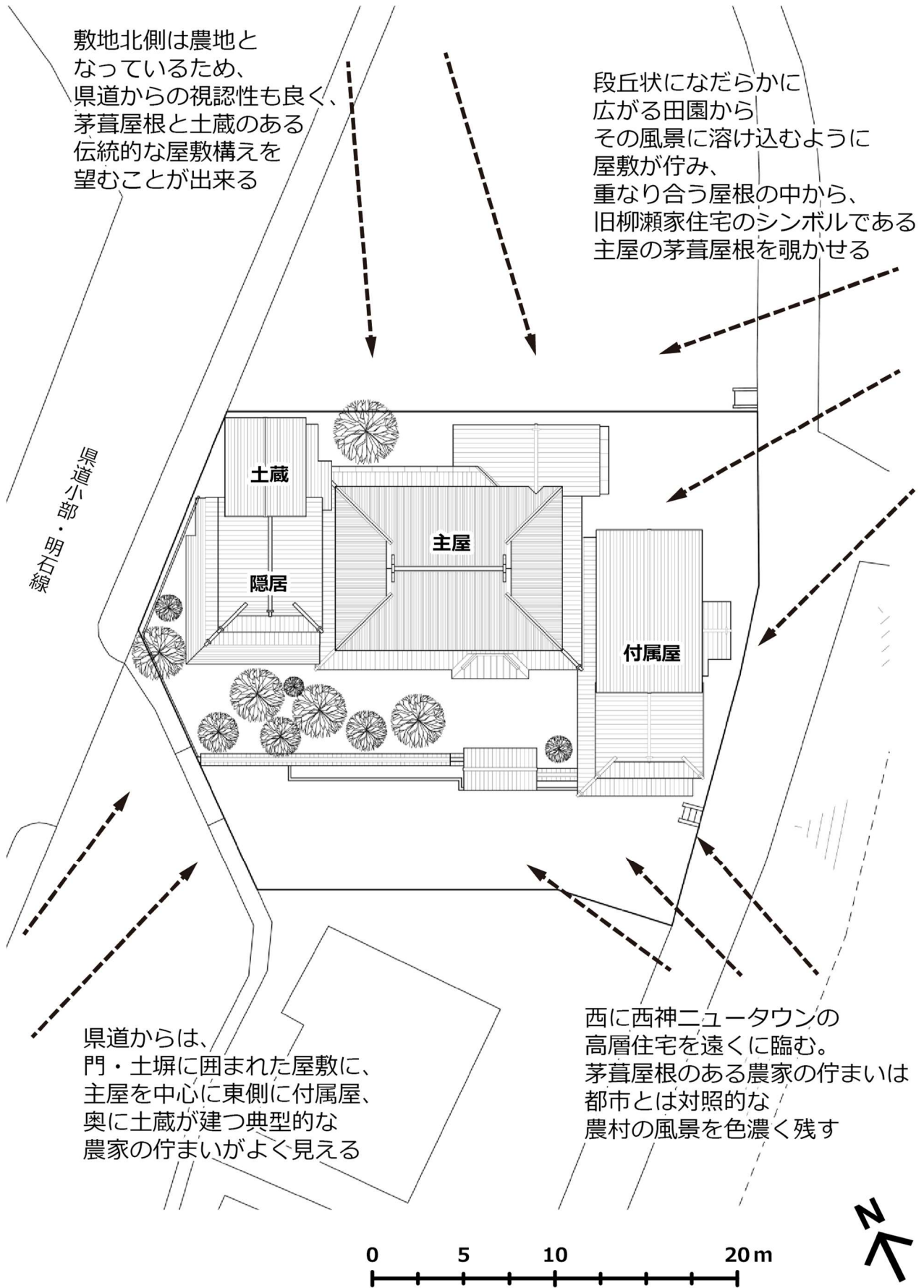
- ・ 櫛谷町は明石川水系の一つである櫛谷川によって開かれた谷底部の広い谷に、南西方向に流れる川の両岸から南北の丘陵地帯へと緩やかに上っていく段丘面に、大小の集落が点在している地域である。
- ・ 長谷地区はその櫛谷川の中流域に位置し、他の地区と同様に櫛谷川やそれに並行する県道小部明石線に沿った段丘上に広がるゆるやかな傾斜地に立ち並ぶ民家とその周辺の農地で形成された集落である。
- ・ 地区周辺には創建が中世にまで遡る如意寺や諏訪神社があり、古来より人々の暮らしが営まれてきた地域であり、近世以降のため池の築造や疎水の開通による新田開発により、水田等が山裾にまで広がる農村風景が形成された。
- ・ 昭和40年代以降、地区を挟む南北の丘陵地帯は、西神および西神南ニュータウンとして開発され、都市とは対照的な田園風景を残しつつも、県道沿いを中心に都市化が徐々に進行し、大小様々な用途の建物が立ち並び伝統的な農村風景は失われつつある。
- ・ 特に旧柳瀬家周辺は診療所、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどが立ち並び、周辺の民家も建替え等による更新が進むなど、櫛谷川沿いの集落の中でも変貌が著しい地域であり、伝統的な茅葺民家は貴重なものとなっている。



(2) 敷地周辺の景観特性



(3) 旧柳瀬家住宅の景観特性



■旧柳瀬家住宅の現況



県道沿いを中心に開発がすすみ、多様な建物が立ち並ぶ中に、茅葺屋根の貴重な姿をとどめる。



県道南西側から望む。視界を遮るものが少なく、道行く車両からの視認性も非常に良い。茅葺民家の減少が著しい長谷地区にあっては、歴史的な景観資源として大変貴重である。



南東側農地越しに茅葺屋根の主屋を見る。遠くに西神ニュータウンの高層住宅が見え、都市と農村の対照的な風景となっている。



県道北西側から。楠の大木は存在感があるが茅葺屋根を隠している。土蔵は県道側から目立つ場所にあるが、外壁は漆喰保護のための金属板で覆われ、蔦が覆い、見苦しい外観となっている。



県道西側から土蔵、隠居を見る。土蔵のスレート葺の置屋根は瓦葺に復元し、隠居の青い瓦葺の伝統的な農家に相応しい落ち着いた色合いの瓦に葺き替えることが望ましい。



県道沿いから敷地南西側へと続くブロック塀は土塀、板塀、生垣など伝統的な農家の雰囲気に対応しい素材へ変更することが望ましい。



東側道路より付属棟、門越しに主屋の茅葺屋根がよく見える。



東側の農地や道路からもよく見える。付属棟も入母屋形式の瓦葺屋根、真壁造漆喰塗装といった伝統的な姿を残している。



主屋玄関周りを見る。風情を感じさせる木製建具や木格子が残っているが、木格子や漆喰壁、杉板張りとも腐朽劣化が進んでいるため、撤去、更新が望まれる。



隠居の縁側は全面にわたり木製の大きなガラス戸が入っており、開放感のある造りとなっている。庭の植栽が季節感を感じさせるが、全体に剪定が行われておらず、荒れた感じになっている。



カミノマには奥行き浅い床の間が設けられ、その横に仏壇が眺えられている。床柱は太鼓に落とされた前丸柱で足元は筭目あらわしとなっている。天井には竿縁天井が張られている。



主屋茅葺屋根の小屋裏を見上げる。小屋組みは又首組と古材が用いられた棟束の併用となっている。屋中、垂木には丸太が用いられ、竹木舞下地は整然と組まれている。

4. その他参考

■建築物の特徴など

- ・旧柳瀬家住宅の位置する櫛谷川中流域は、県道に沿って日常利便施設など多種多様の建物が点在しており、田園が広がる農村集落であるにもかかわらず、伝統的な農村の風景は失われつつある地域である。そのような中で茅葺屋根のある佇まいは、農村集落の伝統的な風景を現代にまで伝えており、地域の歴史的、景観資源となっている。
- ・県道から土堀沿いに東へ延びる敷地内通路を通過して主屋南側の門へアプローチし、茅葺屋根の主屋とその東側に瓦葺の付属屋がある典型的な農家の佇まいとなっている。主屋の西側には隠居、その奥に土蔵が建っており、現在ではすべてが一体となった連続棟を形成し、土堀で囲まれた前栽のある中規模農家の屋敷構えとなっている。
- ・主屋は茅葺屋根の平入りで、玄関の左手にカミノマ、シモノマ、その奥にオイエ、ナンドがある整形4つ間取りの典型的な農家の造りとなっている。玄関土間部分は床が張られ、応接間とその奥の台所・食堂に改修されている。その奥に浴室やカマドのある土間が主屋から張り出すように設けられているが、建築当初のものではなく、後年の増築と考えられる。
- ・カミノマには奥行き浅い床の間があり、床柱を挟んで仏壇が眺えられている。床柱は太鼓落しの前丸柱で足元は筍目あらわしとなっている。竿縁天井が張られ、長押が廻る格調高い座敷の造りとなっている。シモノマは小屋裏の床板あらわしで、差し鴨居が巡る力強い空間となっている。カミノマ、シモノマとも建築当初の姿をよく残していると思われる。
- ・オイエ、ナンドの床はフローリングに張り替えられているが、天井は小屋裏の床板あらわしのままで建築当時の素朴な雰囲気をよく残している。北側の縁側は屋根形状や床板の張り方から、当初は濡れ縁であったが、後年になって建具が入れられ内部に取り込まれたと考えられる。
- ・隠居は床の間と書院のある座敷が設けられ、座敷を囲むように設けられた縁側は広縁で、L形に巡らされた回り縁となっており、座敷から緑豊かな前栽の風景を存分に楽しめるように配慮された空間となっている。
- ・付属屋の北側部分は近年まで親族が住まわれていた居住空間になっている。南側部分は農業用の納屋として利用されていた。
- ・主屋の茅葺屋根は40年以上前からトタンで覆われていたようで、当初の棟形式は不明である。小屋組みは叉首組で棟木を支える棟束も併用された小屋組となっている。屋中、垂木には丸太が用いられ、竹木舞下地は細かく整然と組まれている。トタンで覆われていることから小屋裏に茅を貯蔵する必要も無くなり、玄関には天井が張られ、小屋裏には上がることが出来なくなっている。
- ・旧柳瀬家住宅は現所有者の妻の先祖の柳瀬家が建築している。柳瀬家は代々当地の地主であり農業を営み、また村長を務めていた家柄でもある。
- ・主屋の建築年代は不明であるが、大正初期にはすでに建築され、東側の付属屋は主屋の建築から約10年後に建築されたと伝えられている。付属屋の場所には以前、牛小屋が建っていたとのことである。西側の隠居は、現所有者の妻の両親が同居するようになった昭和42年頃に新築されており、現所有者の妻の祖父母の居住空間として利用されていた。土蔵の建築年代は不明である。

(参考1) 神戸市指定景観資源について

神戸市指定景観資源は、歴史的又は建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気の特徴づけているもので、市民に愛され親しまれている景観上重要な建築物等（周辺の樹木・樹林・庭園・池水なども含む）を対象とする。

それらの建築物等を所有者の同意のもとに、都市景観条例に基づいて神戸市指定景観資源に指定し、その保全・活用を進めることで、歴史的建造物等のもつ魅力や共感を地域活性化のかなめとしてまちづくりに生かすことを目的とする。

指定した建築物等については、管理計画を定めて現状変更の際に届出をしていただく一方で、その修理等について技術的助言や費用の一部助成を行う。

現在、33棟（近代建築物24棟、茅葺民家9棟）の建築物を指定している。

【参考】神戸市都市景観条例（抜粋）

（景観資源の指定等）

第31条 市長は、都市景観の形成を図る上において重要な価値があると認める建築物等又は樹木その他市長が必要と認めるものを、神戸市指定景観資源（以下「指定景観資源」）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、当該景観資源の所有者の同意を得なければならない。

3 第1項の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木については、適用しない。

4 市長は、第1項による指定をしたときは、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、当該指定景観資源の所有者に通知しなければならない。

（景観形成重要建築物等の管理等）

第32条 指定景観資源の所有者及び管理者は、市長の定める管理計画に基づき当該指定景観資源を管理するものとする。

2 前条第2項の規定は、市長が前項の管理計画を定めようとするとき及び変更しようとするときについて準用する。

3 指定景観資源の現状を変更しようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第39条第1項の規定の適用を受けるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

5 第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定景観資源に係る報告）

第34条 市長は、第32条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項の規定による届出を必要とする行為をした者に対し、当該届出を必要とする行為の内容について報告を求めることができる。

（所有者の変更の届出）

第35条 指定景観資源の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（景観重要建造物等に係る助成等）

第45条 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木及び指定景観資源の維持、管理、修理等を行う者に対し、技術的助言を行い、又はそれらに要する経費の一部を助成することができる。

第55条 第32条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

神戸市指定景観資源一覧



神戸文学館
(H12.3.29 指定)



神戸市文書館
(H12.3.29 指定)



神戸北野美術館
(H12.3.29 指定)



神戸市立博物館
(H12.3.29 指定)



旧居留地 38 番館
(H12.3.29 指定)



海岸ビル
(H12.3.29 指定)



海岸ビルヂング
(H12.3.29 指定)



兵庫県公館
(H12.3.29 指定)



旧三菱銀行神戸支店
(R2.2.25/H12.3.29 指定)



神戸市水の科学博物館
(H12.3.29 指定)



石川ビル
(H12.3.29 指定)



神戸ハーバーランド煉瓦倉庫
(H19.11.30 指定)



旧神戸生糸検査所
(H23.3.11 指定)



F 家住宅
(H23.10.28 指定)



T 家住宅
(H23.10.28 指定)



ロイ・スミス館
(H24.12.3 指定)



新港貿易会館
(H26.3.18 指定)



みなと異人館
(H26.3.18 指定)



後藤家住宅
(H26.12.17 指定)



O 家住宅
(H28.2.2 指定)



旧ドレウエル邸 (ラインの館)
(H28.6.1 指定)



N 家住宅
(R1.5.28 指定)



Y 家住宅
(R1.5.28 指定)



K 家住宅
(R1.5.28 指定)



旧小寺家別荘
(R2.9.1 指定)



H 家住宅
(R2.9.1 指定)



I 家住宅
(R2.9.1 指定)



Y 家住宅
(R2.9.1 指定)



Y 家住宅
(R3.6.8 指定)



I 家住宅
(R3.6.8 指定)



T 家住宅
(R3.6.8 指定)



N 家住宅
(R3.6.8 指定)



T 家住宅
(R3.12.14 指定)

(参考2) 都市景観審議会答申「歴史的建築物の保全活用の方針について」(抜粋)

3 歴史的建築物の景観的評価の考え方

(1) 共通事項

歴史的建築物の景観上の重要度に応じて様々な施策を効果的に実施していくためには、歴史的建築物の景観的評価を適切に行う必要がある。

景観的な評価は、単に視覚的な価値だけでなく、対象建築物の単体としての文化的・歴史的価値と地域文化的な価値との係わりの中で、周辺環境も含めた評価を行うことが重要である。

本答申にあたっては、茅葺民家、近代建築物等それぞれについて、実際に評価作業を行いながら景観的評価の考え方をまとめた。

以下、その結果を示す。

(2) 茅葺民家

茅葺民家については、茅葺、金属葺に関わらず高い文化的・歴史的価値を有するとして、評価を行う必要がある。

評価軸として、① 遠景・中景の評価、② 屋根の評価 の2軸を設定し、それぞれ3段階の分類を行う。さらにそれらの分類の両方を勘案し、総合評価を行う。

① 遠景・中景の評価

次の各項目の状況の有無について点数化した合計点により、3段階の分類を行う。

評価	項目	状況
ア 遠景の評価	1-1 ランドマーク性	地域的なランドマークとなっており、良好な地域景観を形成している。
	1-2 視認性（幹線道路）	幹線道路等から視認でき、特色ある景観を構成している。
	1-3 背景	樹木、山並み、川などを有し、特色のある地域景観を構成している。
イ 中景の評価	1-4 視認性（枝道）	枝道等から視認でき、特色ある景観を構成している。
	1-5 前景	樹木、門塀、石垣、生垣、自然法面、田畑などを有し、特色のある地域景観を構成している。
	1-6 屋敷構え	周辺の土地利用や付属屋等をあわせて、屋敷構えとして整った景観を形成しているもの。(*1)

(*1) 特に屋敷構えについては、以下の状況の有無について評価を行う。

項目	要素	状況
1-6 屋敷構え	建築	伝統的様式の居住棟や蔵、付属棟を持つ。
	外構・その他	伝統的様式の門や塀、生垣、石垣、庭木など、屋敷構えを構成する効果的な要素を持つ。

② 屋根の評価

屋根の種類	分類	状態
茅葺	評価A	きれい
	評価B	気にならない、苔が見られる、でこぼこしている、穴が空いている、竹が見えている、軒のラインが揃っていない、谷が割れている、その他
	評価C	雨漏りが予測される程度の穴があいている、下の丸太が見えている
金属葺(*2)	評価A	きれい
	評価B	気にならない、錆が見られる、その他
	評価C	穴があいている、トタンがはがれている

(*2) 金属葺とは、茅葺屋根を金属板によって被覆したもので、将来的に茅葺に戻る可能性があるものを指す。

③ 総合評価

① 遠景・中景の評価 による分類と ② 屋根の評価 による分類の両方を勘案し、次のとおり総合評価を行う。

評価S	景観資源としての価値が極めて高く、積極的に景観形成重要建築物等に指定し、保全活用を図るべきもの
評価A	景観資源としての価値が高く、景観形成重要建築物等の指定などにより、保全活用を図るべきもの
評価B	景観形成に一定の寄与があり、保全活用することが望ましいもの